

令和7年9月  
丸亀市農業委員会定例総会  
議事録

令和7年9月19日開会

丸亀市農業委員会

## 令和7年9月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年9月19日（金） 午前9時30分～午前10時40分

開催場所 丸亀市役所 2階 203・204会議室

出席委員 41人

農業委員 13人

1. 大西 貴久	6. 和泉 弘美	11. 竹内 章雄	16. 松下 孝江
2. 田中 浩信	7. 山根 三枝子	13. 竹田 久義	
4. 内田 久夫	8. 富田 等	14. 松永 哲夫	
5. 平山 康生	10. 小松和貴子	15. 尾崎 義美	

農地利用最適化推進委員 28人

1. 元木 繁雄	8. 戸張 正典	16. 横山 隆一	24. 竹林 隆
2. 西山 孝	9. 宮前 千代秋	17. 田中 正隆	25. 古竹 義弘
3. 廣瀬 義文	10. 山口 好則	18. 宮武 俊博	26. 村山 雅美
4. 一本松 学	11. 須藤 誠一	19. 喜來 聖則	27. 徳永 善史
5. 斎藤 純子	13. 大野 忠志	20. 新居 勉	28. 竹林 俊一
6. 坂井 清照	14. 高木 久義	21. 山本 清秀	29. 山本 敏一
7. 守家 祥司	15. 田羅間 勲	22. 深井 正隆	30. 三谷 孝治

欠席委員 5人

農業委員 3人

3. 尾野 弘季	9. 牛田 均	12. 松永 哲之
----------	---------	-----------

農地利用最適化推進委員 2人

12. 大西 浩	23. 佐藤 久男
----------	-----------

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明 主査 佐々木武志

事務局次長 山田 健司 主任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

## 議事日程

### 農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見（案）について
- 3 その他

### 報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

### 土地に関する議題

- 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第49号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について  
議案第50号 非農地証明願について  
議案第51号 許可後の事業計画変更申請について

### 報 告

- 報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第19号 許可申請の取下願について  
報告第20号 許可後の取消願について

### その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年9月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、初めに総会の次第、2つ目に農政に関する議題1で説明いたします地域計画の変更についての資料、3つ目が耕作者不在農地に係る貸付申出書等の関係資料9月分、その下に農家相談の手引きの最新版が出来ておりますのでお配りしておきます。最後に、農政情報となっております。皆さんお揃いでどうか。それでは、事前にお送りしています議案書等の書類もお出しください。推進委員の皆さまは、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席した件を青色の記録セットにご記入ください。携帯電話は、電源を切るかマナーモードでお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。それこそ暑さ寒さも彼岸までと申しますが、つい先日まで暑くて、いつになつたら涼しくなるんだと思っておりましたところ、やはり時期は来るもんで、今朝なんかは結構涼しかったと思います。今日は30度にならないんではないかとの予想が御座いますけど、只、農家にとっては今から、既に終わっている方もおいでますけど、稲刈り等の忙しい時期に入ります、頑張って頂けたらと思います。最近の事情で言いますと、米価につきましてはもう既にJAさんが概算払いの金額を提案していますけれども、結構、昨年に比べてアップしております。農家にとっては朗報ではありますけど、これが消費者の方にどんな転嫁するのか、また、今からの問題だと思っております。今日の日本農業新聞を見てみると、このままでいきますと、今年、増産ということで、米の民間在庫が来年の6月になったら大幅に余るのでないかという予想も御座います。そうしますと、米価についてもこのままいけるのか、変動があるのか分かりませんけど、一つの問題だと思っております。今日は定例の総会ですのでご審議お願いしたいと思います。農業委員、推進委員の皆様には、この4月から新たな業務といいますかお願いということで、地域計画の変更等に伴いまして、色々なマッチング作業が伴っております。先月も色々な地区で皆様にお願いしたと思いますけど、貸出しの希望者が今日も出でております、また、近くの人で借り受ける人がいたらまたご相談頂けたらと思います。作業が増えておりまして大変では御座いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは審議に入ります。本日の出席委員さんは、13名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、15番

の尾崎委員さん、16番松下委員さんにお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見案について、議題3 その他です。以上、ご審議のよろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

皆さんおはようございます。農林水産課の造田と申します。座って説明させて頂きます。農振除外の手続き同様に、農地転用申請前に対象農地を地域計画区域内から除外する手続きが必要になりますが、9月10日締切分の地域計画変更申出が提出されましたので、ご報告とともに反対意見が無ければ、地域計画変更の手続きを進めさせて頂きたいので、よろしくお願ひいたします。なお、今から説明させていただく農地はすべて、地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており除外の同意は頂いています。それでは、地域計画に係る資料についてですが3部ございます。地域計画変更等理由書括弧総括表、それに対応する位置図、それと地域計画括弧案というもの、こちらで説明させて頂きます。その中の地域計画変更等理由書括弧総括表と位置図、こちらをまずはご覧頂いて、総括表に沿って説明させて頂きます。

【番号1～9の各案件説明】

今後のスケジュールですが、農業委員会として反対意見がなければ、香川県農地機構にもご意見を頂き、そちらでも反対意見がなければ、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行いまして、そこでも意見がなければ、その後10月20日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、11月5日締めの農地転用の申請手続きを行ってもらうようになります。転用事業者が11月5日に申請したらということですけれども、そうすれば、11月20日のこちらの定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上になります。何かご質問はありますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、特にご意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題2 令和8年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見案について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼します。農業委員会事務局の山田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは事前にお送りしております令和8年度丸亀市農地等利用の最適化推進に関する意見案という資料をご覧ください。5月頃に委員の皆様に改善意見を提出して頂き、県宛の意見については6月の総会で審議し農業会議へ提出しております。今回は、市宛に提出する改善意見につきまして、9月1日に役員会で協議し、ご覧のとおり原案を纏めさせていただきました。この意見書につきましては、本日了承を頂けましたら来月の総会終了後に市長及び市議会議長に提出する予定でございます。内容につきましては、例年どおり農業委員会の三大業務とその他の計4項目にわけて記載しております。読み上げと簡単な説明をさせて頂きます。それでは、表紙を捲って頂きまして、1ページ目の前書きの部分になりますが、これにつきましては時間の関係で割愛させていただきます。それでは2ページの1担い手の育成、担い手への農地利用の集積集約化についてで御座います。ここでは、地域計画が4月からスタートし、その設計図である目標地図の実現に向け、多様な担い手への農地の集積・集約化をより推進していくことが重要になろうかと思います。そうしたことから、先月8月から既に、農地の貸し手と借り手のマッチングについては委員の皆様にもご尽力をいただいてお

ります。そのことから、できる限りスムーズで、効果的な貸借が整うよう、1点を要望いたしております。(1)内容としましては、中段以降になりますが、耕作者等が不在となる農地については、目標地図に位置付けられた担い手へのあっせん活動を優先的に考えつつ、その他兼業農家など多様な担い手へのアプローチが必要となるケースも発生しており、農地機構、市、農業委員会等関係機関が協力し、受け皿となる担い手の情報収集並びに情報提供により一層努めて頂き、一つでも多く成果が上げられるよう調整されたい。地域計画につきましては、一旦策定したら終わりではなく、地域の実状を踏まえながら作り上げていく必要があり、貸し手と借り手の調整など継続的に取り組み、隨時見直しを行っていきますことから、計画策定後の進行管理については関係機関で協力して行ってまいりましょうという趣旨の意見となります。続きまして、3ページをお開きください。2遊休農地等の発生防止・解消についてです。これにつきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地が拡大し、雑草繁茂による苦情や相談が農業委員会や委員の皆様のほうにも多く寄せられている中で、荒廃化が進んだ農地を再生するには多大な労力や時間を要することから、新たな遊休農地の発生防止、また、早い段階で解消することが望ましいことから、2点ほど要望いたします。まず、(1)ですが、中段のところになりますが、現在、本市においても市民農園が開設されているが、一般的な区画貸しだけではなく、農業者が農作業を指導する体験型農園を増やすことで、耕作放棄地の再生だけではなく、将来の担い手の育成・確保が期待できることから、JAをはじめ地元の農家さんにも協力を仰ぎながら、体験型農園の拡充等を図られたい。2点目、(2)ですが、雑草繁茂等による相談や苦情件数が増加傾向にある中で、その案件のほとんどの遊休農地では、雑草が相当程度伸び、通常の草刈機では対応が困難な状況からハンマーナイフやフレイルモアなどの専用の機具が有効な手段となる。このことから、JAや農機具センターなどと協力し、当該機具の貸し出しやその費用に対する助成制度の創設等について検討をお願いしたい。(1)については、昨年もよく似た内容で提案をさせて頂きましたが、引き続き、提案をしていこうと考えます。(2)については、令和6年度に創設された耕作放棄地解消事業費補助金という制度がありますが、これは耕作放棄された農地を売買等で取得したり又は貸借したりする際に、荒廃した農地の再生に要する費用を助成するものになりますので、今回の要望は、通常の農地を管理するための新たな制度を創設できないか、という意図で提案しております。4ページをお開きください。3農業への新規参入等の

促進についてということで、日本の農業の喫緊の課題として、担い手不足が挙げられますが、新規就農者や農業法人の設立、また、兼業農家など多様な人材を広く取り込むことが地域農業の維持・発展には必要不可欠であります。そこで以下2点について要望をいたしております。まず1点目が、(1)4月からスタートした地域計画では、10年後の耕作者を確保できていない農地が全国平均で約6割に上るという結果が出ている。本市においても、農業者の高齢化等で実際には将来の耕作者が不在となる事態がすでに生じていることから、地域外からの担い手確保にも目を向けながら、農業分野における関係人口の拡大をはじめ、移住者や農業法人、企業の参入を促すアプローチや施策について、今後、調査、研究等を進められたい。もう1点が、(2)若い世代を中心に、今後、農業が魅力的な職業として捉えてもらえるような広報活動や情報発信が重要となる。丸亀市が全国に誇れる農産物や、他県に比べて台風や大雨等の災害が少ないなど、本市の強みを積極的に発信していく必要があると考える。県内でも大学生向けの就職相談会をはじめ、都市部でのU I ターンや移住相談会を開催されているが、こうした場などを活用し、認定農業者や農業法人の方にも協力してもらい、実際に農業に携わる方たちから農業のやりがいや働き方、生計の立て方などを直接伝える機会等の創出を検討して頂きたい。2点目につきましては、県にも要望をいたしましたが、香川県では基幹的農業従事者の平均年齢は71歳で、これは、全国平均よりも高い数字となっております。このことから、できるだけ早い段階で対策等を講じなければ、地域農業が維持できなくなることが危惧されることから、この2点を提案いたします。5ページをお開きください。最後、4その他といたしまして、地域計画が策定され、丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となる。ということで2点を要望いたします。(1)市やJAが開催する農業関連イベント等において、市や農業委員会、農地機構が共同でブースを設け、地元農産品のPRや販売に合わせ、農業全般に関する相談窓口、例えば、新規就農者への支援や農機具購入時の補助金制度の周知・啓発、また、農地に関する貸借の仕組みや手続き等の相談など、市民の農業に対する関心や知識の向上に努め、地域農業の振興につながるよう対策を図られたい。(2)昨今の農業情勢を踏まえ、農業従事者の所得や経営保障、また、食料の安定供給が保持されるよう生産者・消費者にとって適正な農産物の価格形成、そして生産者へのきめ細やかな支援など、若い担い手が将来に希望をもてる抜本的な改善策を早急に検討して頂けるよう国・県に要請されたい。この2点につ

いては、県にも提案をさせていただきました。また(1)に関しましては、現在、農林水産課のほうで、毎年、マルシェ等の開催を行っておりますので、そのあたり農業委員会としても、何か連携ができるべきと考えております。説明は、以上となります。ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

その他の分で、市やJAが開催するイベントにおいて、農業委員会が一緒に共催するという部分ですけど、本来は、私は市や農協との共催でなくて、農業委員会単独でされたほうが、小さくてもかまんのやけど、PRになるんかなということを、私が昨年から提案させて頂いっとたんやけど。どの程度のブース、1区画ぐらいで検討されよんですかね。本当は小さくても農業委員会単独でされたほうが、農業委員会のPRになるんではないかと思うんです。やはり市関係などの大きいところに混じったら何をしょんか分からんというのが、私が今まで経験した中で思っていることで、小さくていいんです、単独であれば、他とすり合わせもせんでいいし。初年度はこれでいかれるんやつらいいんですけど、今後、検討して頂きたいなと思います。

●会長（松永哲夫君）

今、山口推進委員さんからお話し頂いた件については、今まで何度もご提案頂いておりまして、役員会等でも検討させて頂き、事務局、農林水産課などにもご相談させて頂きました。今回についても、今、要望にあげておりますのは、関係機関との共催的なものであげておるんですけど、農業委員会としてのPR活動はメリットがあると思うんですけど、やり方等は単独でやれるのか、現実的に農業委員さん、推進委員さんの協力を得て開催可能かというのが一点ありますし、時期的なもの、例えば物産的なものやったんやらいつ頃どうやるかとか、中々、難しいものがあるんではないかと思い、当面は農林水産課との共催関係の中で同じブースで取り組んでみてはどうかというのが今出している中身で御座いますけど、山口推進委員さんが仰ることは何度もお聞きしているんですけど、中々、踏み切れなくて。出来れば他の委員さんの意見も、是非この場でお聞きしたいと思うんですけど、山口推進委員さんがご提案頂いたように農業委員会単独でPRブースを設けたいということでお座いますので。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

私は以前から言っているのは、軽トラ5台ぐらい並べて野菜や米を売るのが簡単でいいのではないかと思っています。

●会長（松永哲夫君）

ありがとうございます。山口推進委員さんが仰ったことについて、他の委員さん、ご意見とか御座いませんでしょうか。今、仰ったことだったらそんなに手間がかかるものではないんですけどね。米を売るとなったら皆飛びついてくるかもしれませんけど。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

米とかキャベツとか色々なものを寄せるのが大変かなとは思いますけど。

●会長（松永哲夫君）

ご意見、他に御座いませんか。役員会でこの意見書を取りまとめる中で、会長、副会長、事務局とも大分協議させて頂いたんです。今、仰ることも何度もお聞きしておりますので、何とか取り組み出来ないだろうかというのがあったんですけど、先ほど申し上げましたように、単独でやる場合の内容的なもの、皆さんのご協力、時期的なものを勘案して、さあどうだろうかというのが頭にありますて、中々、踏み切れなかったもので、もしここで皆さんのご意見がやってやろうでないかということでありましたら、これとは別に、すぐ出来るような問題ではありますけど、是非、ご意見をお聞かせ頂きたいと思います。事務局、何か無いですか。

●事務局長（大西良明君）

事務局といたしましては、委員さんのこういった要望で、こうしたいというのであれば、それが実現するように備品であるとか、そういったちょっとしたお金であるとかは出してくれるという話もありますので実施はしたいと思いますが、こういう形でやりましょうということを委員さんが合意形成して頂かないと、中々、事務局がこうやってくれと委員さんに声を掛けて、強制的にやるとか言うのでなくて、委員さんが自発的にこういったことをしたいとご意見が纏まるのであれば、事務局としては協力させて頂きたいと思います。ですので、こういう形がいい、こういう形がいいというのは、中々、事務局のほうから申し上げにくいところで、委員さんのほうで、こういう形でやるとお決め頂いたら、その方向で出来るように調整をして参りたいと思います。以上です。

●会長（松永哲夫君）

昨年末に前の部長さんからお話しがあったんですけど、もしこういう行事をやるのであれば、農林水産課のほうでも多少の予算取りをしていますからと仰っていました。ということで、行政の協力は頂けるとは思うんですけど、何分、委員さんの協力があるかどうかということで、ちょっとご意見が出てこないので、何かありませんか。先程、申し上げましたように、当面はそういうこともあるんで、他の行事とタイアップ、JAや市の行事とタイアップした一つのコーナー的な分ではやれるのではないかと、やってみて単独で出来そうなかったら、別途、継続するという方法もいいんじゃないかということで、今回は個別の案としては上げてないんですけど。副会長どうですか。

●副会長（竹内章雄君）

失礼します。山口さんから、耳に胼胝ができるほど再々聞いてるので、内容は分かっているんやけど、軽トラで出品ということで、出品者や当日参加してPR活動する者を委員の中から誰が出るとか、品物が無い人がいるとかもいると思うんですけど、一回は、この間の役員会でも意見を述べさせて頂いたんやけど、お城祭りとかの大きい行事の中で農業委員会のブースとしてテントを建てて、一部は農家相談をしたり、或る者は出品したり、委員さんは子供さんや家族を連れて来た時にそこで顔を合わせたりしたらいいんかなという意見を尾野委員さんとも話したんやけど、2、3人来て誰がするんといったら、また、何をPRするんかといったって大変かなと思うんで、この間はそういう意見で、とりあえず、この方向でやってみようかなと、皆さんにはそういった形の素案で提案したんやけど、また、皆さんの良い意見があればよろしくお願ひします。訪れる市民を2、3人の限られた人数の中で対応するのは、中々、大変かなと思います。

●会長（松永哲夫君）

山口さん、農林水産課が市役所周辺で行っているマルシェというのがあるそうなんですが、それはご存じですかね。事務局、今まででは、農業委員会でブースをもらったことはないんですか。

●事務局長（大西良明君）

無いです。

●会長（松永哲夫君）

そこでブースの一部を頂いて、関連した物を協力頂ける方から協力頂いて、それを立ち上げて、来

年以降に単独のブースを設けるようなことがあればね。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

何でもそうですけど、初手で、ぱあっと行くほうが良いと思っただけで。それでいいです。

●会長（松永哲夫君）

竹内副会長からも申し上げましたように、色々なお話しがあったんですけど、皆さんのお意見のまとまりが取れないので、当面は提案にも御座いますように、市やJAが開催する農業イベントにおいて農業委員会としてもやっていこうということで、その節には、ブースを設けていくことにご協力ををお願いしたいと思っておりますので、その辺でご了解頂けますでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（山口好則君）

はい。

●会長（松永哲夫君）

申し訳ないと思いますが、副会長も言いますように、中々、単独というのは今一つご理解を得られなかつたので。この場でなくて後でも結構ですので、イベントするならこんなことをしたらどうかとか事務局に申出頂いて、ご協力頂く方は探っていきたいと思いますので、その辺は3月頃を目指して頑張っていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひいたします。他にご意見御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、この改善意見につきましては、異議の無いものといたします。只今、ご承認頂いた意見につきましては、来月、10月の定例総会終了後に、私と尾野副会長、竹内副会長の3人で市長並びに市議会議長に直接面会して要望を提出する予定にしております。その際にも、色々、今お話しがあったようなことを申し述べたいと思っております。その他の議題御座いますか。

●事務局長（大西良明君）

その他は御座いません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告 1 番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は 8 月 27 日 松永会長で、市役所本庁開催分は 9 月 5 日 田中委員で、綾歌市民総合センター開催分は 9 月 10 日 小松委員で、午前 9 時から 11 時の間で受付を行い、綾歌センター開催分で 1 件の相談がございました。相談内容ですが、農地の管理についてです。当該農地の地権者は十数年前に県外に転出して以降、相談者が管理してきました。今後の管理について、農地機構に相談しても借り手が見つからず、地権者に連絡し、地権者の息子と話をするも前向きな返事が得られません。今後も相談者が管理していくことについて自身の年齢と、元々、他人の土地であることで、今後は難しくなるということで、農業委員会から地権者に対し適正な管理をお願いすることは出来るのか、また、可能性は低いが、自分がこの田んぼを譲り受けるとしたらどのような手続きが必要になるのかという内容でした。回答といたしまして、管理のお願い文書につきましては、これまで近隣住民が管理してきたが今後難しくなるので、所有者の責務として、自身で管理するようにという内容で、また、遠方なので草刈りなどはシルバー人材センターなどにお願いすることもできますよと書き添えて送付するという回答をいたしました。相談者が譲り受ける場合の手続きにつきましては、農地法 3 条の許可が必要なため、双方合意の上、農業委員会に申請が必要なこと、また、3 条の申請は当事者だけで簡単にできる内容ですけれども、贈与税とか不動産取得税とかが関係する場合が御座いますので、一度、行政書士や不動産業者に相談しては如何とお答えをいたしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は 9 月 29 日月曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は 10 月 6 日月曜日 尾野副会長で、綾歌市民総合センター開催分は 10 月 10 日金曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前 9 時から 11 時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

その他は御座いません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わりました。続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第49号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第50号 非農地証明願について、議案第51号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第18号 農地法第3条の3の規定による届出について、報告第19号 許可申請の取下願について、報告第20号 許可後の取消願について、以上ご審議よろしくお願ひいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご確認をよろしくお願いします。

議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は6件です。

1番 中津町・・・合計面積 567.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番　柞原町・・・合計面積 1,091.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3番　飯野町東二・・・合計面積 375.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番　土器町西二丁目・・・合計面積 1,002.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、遺贈による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番　飯山町川原・・・合計面積 6,298.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足が懸念される譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。2ページをお開きください。

6番　飯山町上法軍寺・・・合計面積 946.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上6件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第4号の農作業常時従事要件、及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。この議案の中で、整理番号 4 番の案件は、農業委員●●番 ●●委員に関する事項であり、農業委員会議事参与の制限に準じて、●●委員の退席をお願いします。

(●●委員退席)

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての内、整理番号 4 番を議題とします。質疑のある方はありませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての内、整理番号 4 番の案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特にご異議も無いようですので、議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての内、整理番号 4 番の案件について、原案の通り許可することを決定いたしました。●●委員の入室を許可します。続きまして、議案第 46 号の内、残り 5 件を議題とします。これより質疑に入りますが、何か質問御座いませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番及び 5 番から 6 番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 5 件は、原案の通り許可することを決定い

たしました。次に、議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

3 ページをお開きください。議案第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 土器町東五丁目・・・合計面積 484.33 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 399.33 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この案件は、昭和 55 年及び平成 8 年頃に自己住宅を建築また、拡張するための用地として、申請地に隣接する土地と併せて住宅平屋建て 1 棟とカーポート 2 棟を建築し、利用してきましたが、当時、申請地については、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、住宅用地として利用するものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 959.96 m<sup>2</sup>（内併せ利用地 245.96 m<sup>2</sup>）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 39 年頃、隣接する土地と併せて農家住宅を建築し、利用してきましたが、この度、県道の拡張工事に係る起業地となったため、新たに倉庫及び車庫を建築する必要が生じましたが、住宅を建築した当時、申請地については、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、今回、倉庫と車庫の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外の農地で第 1 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 2 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適當であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何かご質問、ご

意見御座いませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは採決いたします。議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番及び2番の各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永 哲夫 会長）

議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請2件は、原案どおり、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

4ページをお開きください。議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。案件は9件です。

1番 中津町・・・合計面積 998.11 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 501.11 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事業拡大に伴う駐車場の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番 田村町・・・合計面積 615.51 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 597.51 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和62年に、隣接する土地と併せて店舗を建築し利用してきましたが、当時、申請地については、農地法の許可申請が行われていませんでした。令和4年に店舗が閉店となり建物も取り壊されましたが、今回、新たに店舗を建築する計画があり、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、賃貸借権の権利設定を行い、店舗平屋建て1棟の建築整備を図るもので、申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番 本島町泊・・・合計面積 664.21 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 334.21 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸店舗用のトレーラーハウス 1 棟の建築整備を図るものです。なお、申請地には、撤去予定の建物が建築されていますが、当時、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、本事業を計画するものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番 垂水町・・・合計面積 1,815.00 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 1,686.00 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この申請地は、平成 15 年より、譲受人が当該地を借り受け駐車場として利用してきましたが、当時、申請地については、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、所有権移転を行い、引き続き、駐車場として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。5 ページをお開きください。

5番 垂水町・・・合計面積 2,514.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、蓄電池設備の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番 土器町西五丁目・・・合計面積 414.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅 2 階建て 1 棟ほか建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。6 ページをお開きください。

7番 土器町西五丁目・・・合計面積 171.97 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 169.00 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、トラクター等が通りやすいよう、既存進入路に隅切り部分を進入路として造成・整備を図るものです。申請地は、第 1 種住居地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

8番 土器町東六丁目・・・合計面積 758.52 m<sup>2</sup> (内併せ利用地 4.52 m<sup>2</sup>) 【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、事務所平屋建 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、近

隣商業用地の指定がされ、第3種農地に区分されます。

#### 9番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 442.00 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅2階建て1棟とカーポート1棟の建築整備を図るもので  
す。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選  
定理由により転用できるものと考えます。

以上9件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題な  
いことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなど  
の立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防  
除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考え  
ております。ご審議よろしくお願いします。

#### ●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、  
ご意見はございませんでしょうか。

#### ●会長（松永哲夫君）

特に無いようですので、採決いたします。議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請  
について、整理番号1番から9番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ●会長（松永哲夫君）

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請9件は原案の通り許可相当として、委員会  
意見書添付の上、進達することといたします。続きまして、議案第49号 農用地利用集積等促進計  
画案の意見聴取についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

#### ●事務局次長（山田健司君）

それでは、7ページをお開きください。議案第49号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取につ

いてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。まず、1 番の案件については、筆数が 2 筆、面積 2,479.00 m<sup>2</sup>です。この 2 筆に関しては、農地機構が農業経営の規模拡大、農地の集団化を促進するために、機構が農地を買い入れて扱い手に売り渡す、いわゆる農地売買支援事業に伴う計画です。次に 8 ページをお開きください。2 番の案件は、筆数が 541 筆、面積 523,769.70 m<sup>2</sup>です。これは、11 月、12 月始期の利用権設定に係る意見聴取になります。詳細は 8 ページから 28 ページの表のとおりです。以上、同法第 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。御審議よろしくお願ひします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたが、只今の説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようですので、議案第 49 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案通り処理していくことといたします。続きまして、議案第 50 号 非農地証明願についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

29 ページをお開きください。議案第 50 号 非農地証明願についてでございます。案件は 1 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 115.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

申請地は、農地法施行日以前から、住宅用地として使用されており、今後も同様の使用が見込まれます。

以上 1 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

只今の説明に対しまして何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようありますので、議案第50号 非農地証明願について、整理番号1番の案件については、原案通り処理していくこといたします。次に、議案第51号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

30ページをお開きください。議案第51号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は2件です。

1番 郡家町・・・合計面積 2,024.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和4年4月1日、分譲住宅の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により2年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

2番 飯野町西分・・・合計面積 2,743.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和6年9月6日、分譲店舗の建築整備を図る計画で、農地法第5条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により1年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

只今の説明に対しまして、何か御質問、ご意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議も無いようありますので、議案第51号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号1番から2番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することいたします。それでは報告事項に入ります。報告第18号 農地法第3条の3第の規定による届出につ

いて、報告第 19 号 許可申請の取下願について、報告第 20 号 許可後の取消願については、一括して報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、31 ページをお開きください。報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出についてでございます。これは、農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は 4 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 1,046.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 10 月 8 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

2 番 川西町北・・・合計面積 2,516.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 4 月 26 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。32 ページをお開きください。

3 番 飯野町東二・・・合計面積 2,496.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 5 月 4 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。

4 番 綾歌町岡田下、綾歌町岡田西・・・合計面積 5,303.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 3 月 6 日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はございません。続きまして、

報告第 19 号 許可申請の取下願についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 三条町・・・合計面積 1,994.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、申請地に分譲住宅の建築整備を行う計画で、令和 5 年 10 月の第 55 号議案で農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請をしていた案件ですが、転用計画の中止により、許可申請の取下願があったものです。34 ページをお開きください。

報告第 20 号 許可後の取消願についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 川西町北・・・合計面積 886.00 m<sup>2</sup> 【議案読み上げ】

この案件は、令和 7 年 5 月 30 日に、住宅、作業所の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条第 1 項の規定により、転用許可を受けておりますが、転用計画の中止となり、譲渡人が農地として利用することになったため、農地法第 5 条の規定による許可の取消願を行うものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、それでは報告事項を終わります。以上で 9 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 40 分終了）